

聖 保 第 868 号
令和 5 年 2 月

県内 医療機関の長 様

聖籠町長 西 脇 道 夫
(担当 保健福祉課)

聖籠町子ども医療費助成事業等の制度改正（予定）について（通知）

向春の候、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は町保健福祉事業へのご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび本町が実施している下記3事業について、制度の改正を行う予定ですのでお知らせします。

なお、3月の町議会の議決を以て正式な決定となりますが、改正内容に大幅な変更があった場合にのみお知らせしますのでご了承願います。

記

1 対象事業（公費負担者番号）

- （1）子ども医療費助成事業（90150566）
- （2）ひとり親家庭等医療費助成事業（64150568）
- （3）重度心身障害者医療費助成事業（61150561）

2 改正内容 別紙のとおり

3 施行予定日 令和5年4月1日

問い合わせ

聖籠町保健福祉課（保健福祉センター内）

担当 健康推進係 谷内田

TEL 0254 - 27 - 6511

FAX 0254 - 27 - 6512

E-mail hofuku@town.seiro.niigata.jp

聖籠町子ども医療費助成事業等の制度改正について

1 改正内容

【現行】

子ども・ひとり親・県障医療費助成を受けている者で、高校生以下の子どもを対象に同一医療機関、月2回目～4回目の通院の一部負担金を現物給付で助成（5回目以降は法別 90,64,61 で助成）。

↓
医療機関の窓口で無料化

【改正後（令和5年4月1日以降）】

子ども・ひとり親・県障医療費助成を受けている者で、0～2歳の子どもを対象に通院、入院ともに無償化。3歳～高校生の子どもを対象に同一医療機関、月2回目～4回目の通院の一部負担金を現物給付で助成（5回目以降は法別 90,64,61 で助成）。

（改正内容早見表）

		現行	改正後	
対象年齢		0歳～高校生	0～2歳 2歳に達した最初の3月31日まで	3歳～高校生
一部 負担金	入院	1,200円/日	0円/日	現行のまま
	通院	1回目…530円/日 2～4回目…0円	1～4回目…0円	
助成方法		現物給付（法別 91）	現物給付（法別 91）	現物給付（法別 91）

※「対象回数」の5回目以降は従来どおり法別 90,64,61 で助成。

2 受給者証様式の変更

0～2歳の方の受給者証が変更となります。3歳以上の方の受給者証は従来通りの予定です。

(変更イメージ) ※文言等は変更となる可能性があります。

旧様式		新様式	
子 公費負担者番号① 90150566 公費負担者番号② 91150565 受給者番号 保険者 受給者氏名 子ども氏名 子ども生年月日 令和 年 月 日 性別 子ども住所 聖籠町大字 受給期間 入院 令和 年 月 日～令和 年 月 日 通院 令和 年 月 日～令和 年 月 日 発行機関名及び印 新潟県北蒲原郡 聖籠町長 印 交付年月日 令和 年 月 日 医療機関ごとに月2日目以降の通院の保険適用分は窓口無料です。		子 公費負担者番号① 90150566 公費負担者番号② 91150565 受給者番号 保険者 受給者氏名 子ども氏名 子ども生年月日 令和 年 月 日 性別 子ども住所 聖籠町大字 受給期間 入院 令和 年 月 日～令和 年 月 日 通院 令和 年 月 日～令和 年 月 日 発行機関名及び印 新潟県北蒲原郡 聖籠町長 印 交付年月日 令和 年 月 日 「入院」「通院」とも保険適用分は窓口無料です。入院時食事療養費については、減額認定証交付者のみ助成対象です。	
注意事項 1 この証は、大切に保管してください。 2 県内の医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口に提示してください。 なお、県外の医療機関においてはこの証は使えません。 3 通院の一部負担金として、月の初日のみ530円（ただし、その日の自己負担額が530円に満たないときは当該額）を支払ってください。入院の一部負担金として、1日につき1,200円となります。訪問看護の一部負担金として、1日につき250円となります。一部負担金は、受給期間内においても変更となる場合があります。 4 受給資格を喪失した場合やこの証の記載内容に変更が生じた場合は速やかに聖籠町へ届け出てください。 5 他市町村に転出の場合は、転出先の市町村から新たに受給者証の交付を受けてください。 6 その他、分からないことがあったら、聖籠町に聞いてください。		注意事項 1 この証は、大切に保管してください。 2 県内の医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口に提示してください。 なお、県外の医療機関においてはこの証は使えません。 3 受給資格を喪失した場合やこの証の記載内容に変更が生じた場合は速やかに聖籠町へ届け出てください。 4 他市町村に転出の場合は、転出先の市町村から新たに受給者証の交付を受けてください。 5 その他、分からないことがあったら、聖籠町に聞いてください。	

3 その他

今回の改正は、入院・通院の一部負担金に関する制度改正であり、その他（助成対象者など）の変更ありません。

また、県親（64）、県障（61）における3歳以上の者（本制度対象外の者）の受給者証様式についても変更はありません。（本町の単子（90）対象は高校卒業までのため、単子（90）の受給者証は全て町単事業（91）併記となります。）